公　示　送　達

送達を受けるべき者　／　送達する書類

住所	氏名	事件の表示	書類名
埼玉県草加市花栗３丁目20番24号	エヌ・ビー・シー株式会社	特願2001―170237	拒絶理由通知書
北海道歌志内市字本町108番地	深井　芳之	特願2003―393088	通知書
大阪府大阪市平野区加美北５丁目７番10号	ｆＡ．Ｍ株式会社	特願2005―509644	出願却下の処分
神奈川県横浜市金沢区海の公園１番地の１	株式会社スタイ・ラボ	ＰＣＴ／ＪＰ2008／59900	〃
東京都杉並区堀ノ内３丁目３番23号　ウェルフェア杉並堀ノ内102	福原　武彦	実願2009―5091	〃
東京都港区芝浦４―12―35―301	渡邊　賢一	実願2009―7258	〃
岡山県岡山市南区浜野３丁目21―17―104	大森　幹夫	商願2008―75851	手続却下の処分
〃	〃	商願2008―75851	補正指令書
東京都台東区東上野３―17―８　大野屋ビル	株式会社エス・ワイ・コーポレーション	商願2008―101769	出願却下の処分
東京都世田谷区上馬４―35―13　パナサンハイツ202号	齋藤　晴紀	商願2009―10717	〃
青森県青森市本泉２丁目１番４号	中田　敬太	商願2009―58045	〃
東京都港区南青山３―８―37　第２宮忠ビルＢ１	株式会社なべや伊豆栄	商願2010―34902	〃
広島県広島市安佐南区大塚西３―２―３―2503	鐘井　博文	商願2010―46255	〃
東京都中央区銀座五丁目12番12号	日本リレント化粧品株式会社	取消2010―301241	審決書謄本
東京都荒川区西日暮里二丁目26番10号	株式会社ジーフォース	取消2011―300126	審判請求書副本

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成 23 年６月 10 日

特 許 庁 長 官

建築士懲戒処分公告

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年６月 10 日

国土交通大臣　大畠　章宏

1　処分をした年月日　平成23年５月20日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　神山　憲二　一級建築士　第165639号
3　処分の内容　免許取消
4　処分の原因となった事実　埼玉県内の戸建住宅（24物件）について、神山建築設計事務所（埼玉県）の業務に関し、設計者として、建築基準法第20条の規定に適合しない設計（壁量不足等による耐震性の不足）を行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年６月 10 日

国土交通大臣　大畠　章宏

1　処分をした年月日　平成23年５月20日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　辻川　隆弘　一級建築士　第238371号
3　処分の内容　業務停止11月
4　処分の原因となった事実　兵庫県内の戸建住宅（９物件）について、旧㈱ツジカワ一級建築士事務所（大阪府）の業務に関し、設計者として、建築基準法第20条の規定に適合しない設計（壁量不足等による耐震性の不足）を行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年６月 10 日

国土交通大臣　大畠　章宏

1　処分をした年月日　平成23年５月20日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　渡士　　宏　一級建築士　第54721号
3　処分の内容　業務停止８月
4　処分の原因となった事実　大阪府内の戸建住宅（６物件）について、旧ダブリュー設計企画一級建築士事務所（大阪府）の業務に関し、設計者として、建築基準法第20条の規定に適合しない設計（壁量不足等による耐震性の不足）を行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年６月 10 日

国土交通大臣　大畠　章宏

1　処分をした年月日　平成23年５月20日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　杉田　正彦　一級建築士　第152739号
3　処分の内容　業務停止８月
4　処分の原因となった事実　大阪府、兵庫県及び京都府内の戸建住宅（６物件）について、一級建築士事務所杉田建築設計事務所（大阪府）の業務に関し、設計者として、建築基準法第20条の規定に適合しない設計（壁量不足等による耐震性の不足）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年６月 10 日

国土交通大臣　大畠　章宏

1　処分をした年月日　平成23年５月20日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　井上　慎也　一級建築士　第322703号
3　処分の内容　業務停止３月
4　処分の原因となった事実　愛知県内の戸建住宅（１物件）について、積水ハウス㈱名古屋シャーウッド住宅支店一級建築士事務所（愛知県）の業務に関し、設計者として、建築基準法第61条の規定に違反する設計（防火地域内における延べ面積が100㎡を超える戸建住宅であるにもかかわらず、同法第２条第９の２号に規定する耐火建築物としない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年６月 10 日

国土交通大臣　大畠　章宏

1　処分をした年月日　平成23年５月20日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　松尾　賢一　一級建築士　第134775号
3　処分の内容　業務停止３月
4　処分の原因となった事実　福岡県内の建築物（１物件）について、㈲ケイ建築事務所（福岡県）の業務に関し、設計者として、当該敷地が第一種中高層住居専用地域内にあるにも関わらず、当該建築物の用途を「事務所」とする建築基準法第48条第３項の規定に違反する設計を行った。